



金沢市公報

号外第36号の2

平成18年(2006年)12月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		
●規則		規則の一部を改正する規則	(環境総務課) 4
○金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則	1	○金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	(消防総務課) 8
○ITビジネスプラザ武蔵条例施行規則の一部を改正する規則	1	●告示	
○金沢市介護保険規則の一部を改正する規則	2	○金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正について	(環境総務課) 14
○金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する		●議会規則	
		○金沢市議会会議規則の一部を改正する規則	(議会事務局) 14

規 則

金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月22日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第79号

金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市職員等旅費条例施行規則(昭和25年規則第45号)の一部を次のように改正する。

別表中	(1) 条例第17条に規定する航空賃	その支払を証明するに足る書類(支出又は支払をする者が必要と認める場合に限る。)	を
	(1) 条例第17条に規定する航空賃	その支払を証明するに足る書類	に改める。

附 則

- この規則は、平成19年1月1日から施行する。
- 改正後の金沢市職員等旅費条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

ITビジネスプラザ武蔵条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月22日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第80号

ITビジネスプラザ武蔵条例施行規則の一部を改正する規則

ITビジネスプラザ武蔵条例施行規則(平成16年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(使用の承認手続の特例)

第5条の2 第2条の規定にかかわらず、ビジネスブース等以外の施設を使用しようとする者は、市長が指定する情報通信を利用したビジネスブース等以外の施設の使用を予約するためのシステムを通じてビジネスブース等以外の施設の使用の承認の申請をすることができる。

2 前項の規定により、ビジネスブース等以外の施設の使用の承認の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長の登録を受けなければならない。

3 前項の登録は、登録を受けようとする者の申請に基づき、登録簿に記載することにより行う。

4 第1項の規定による使用の承認の申請の受付期間は、ビジネスブース等以外の施設を使用する日の6箇月前の日の属する月の初日から当該施設を使用する日の前日までとする。

5 市長は、第1項の規定による使用の承認の申請を受理し、当該使用の予約を登録したときは、その旨を当該申請をした者に同項に規定するシステムを通じて通知する。

6 第1項の規定による使用の承認の申請をした者で次の各号に掲げるものが当該各号に定める場合に該当するときは、これをもって、ビジネスブース等以外の施設の使用の承認を受けたものとみなす。

(1) 次号に掲げる者以外の者 使用に先立ちビジネスブース等以外の施設の使用料を納付したとき。

(2) 条例第15条の規定によりビジネスブース等以外の施設の使用料を免除された者 当該使用料の免除に係る通知を受けたとき。

附 則

この規則は、平成19年1月4日から施行する。

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月22日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第81号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則(平成12年規則第16号)の一部を次のように改正する。

様式第29号を次のように改める。

様式第29号 (第8条関係)

その1

(表)

様	年度 介護保険料決定通知書 兼特別徴収開始通知書 年 月 日 様 金沢市長 印	あなたの保険料区分 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">保険料区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険料率 (年間保険料額)</td> <td></td> </tr> </table>	保険料区分		保険料率 (年間保険料額)																																						
	保険料区分																																										
	保険料率 (年間保険料額)																																										
	介護保険法第129条の規定により保険料が賦課されました。同法第135条の規定により保険料をあなたの年金から特別徴収しますので通知します。	これからの保険料徴収方法等 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">保険料徴収方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別徴収義務者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別徴収対象年金</td> <td></td> </tr> </table>	保険料徴収方法		特別徴収義務者		特別徴収対象年金																																				
	保険料徴収方法																																										
	特別徴収義務者																																										
	特別徴収対象年金																																										
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">被保険者氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>被保険者番号</td> <td style="width: 20%;">性別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	被保険者氏名			被保険者番号	性別		生年月日			住所																																
	被保険者氏名																																										
	被保険者番号	性別																																									
生年月日																																											
住所																																											
あなたの保険料額 年間保険料額																																											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="width: 30%;">特別徴収額</th> <th style="width: 30%;">普通徴収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td style="text-align: center;">円</td><td style="text-align: center;">円</td></tr> <tr><td>5月</td><td style="text-align: center;">円</td><td style="text-align: center;">円</td></tr> <tr><td>6月</td><td style="text-align: center;">円</td><td style="text-align: center;">円</td></tr> <tr><td>7月</td><td style="text-align: center;">円</td><td style="text-align: center;">円</td></tr> <tr><td>8月</td><td style="text-align: center;">円</td><td style="text-align: center;">円</td></tr> <tr><td>9月</td><td style="text-align: center;">円</td><td style="text-align: center;">円</td></tr> <tr><td>10月</td><td style="text-align: center;">円</td><td style="text-align: center;">円</td></tr> <tr><td>11月</td><td style="text-align: center;">円</td><td style="text-align: center;">円</td></tr> <tr><td>12月</td><td style="text-align: center;">円</td><td style="text-align: center;">円</td></tr> <tr><td>1月</td><td style="text-align: center;">円</td><td style="text-align: center;">円</td></tr> <tr><td>2月</td><td style="text-align: center;">円</td><td style="text-align: center;">円</td></tr> <tr><td>3月</td><td style="text-align: center;">円</td><td style="text-align: center;">円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: center;">円</td><td style="text-align: center;">円</td></tr> </tbody> </table>		特別徴収額	普通徴収額	4月	円	円	5月	円	円	6月	円	円	7月	円	円	8月	円	円	9月	円	円	10月	円	円	11月	円	円	12月	円	円	1月	円	円	2月	円	円	3月	円	円	合計	円	円	
	特別徴収額	普通徴収額																																									
4月	円	円																																									
5月	円	円																																									
6月	円	円																																									
7月	円	円																																									
8月	円	円																																									
9月	円	円																																									
10月	円	円																																									
11月	円	円																																									
12月	円	円																																									
1月	円	円																																									
2月	円	円																																									
3月	円	円																																									
合計	円	円																																									

(裏)

	郵 便 局	この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。
--	-------	--------------------------------------------------------------

その2

年度介護保険料特別徴収開始通知書

年 月 日

氏名 様

金沢市長

印

介護保険法第129条の規定により保険料が賦課されました。同法第135条の規定により保険料をあなたの年金から特別徴収しますので通知します。

被保険者氏名			
被保険者番号		性別	
生年月日			
住所			

開始内容

年度からの保険料徴収方法等		保険料額	
特別徴収義務者		年金支払月	特別徴収額
特別徴収対象年金		月	
		月	
		月	

ここには、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた様式を用いることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月22日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第82号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条の8第1項第1号中「種類」の次に「(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加える。

様式第4号の2中

種	類	燃え殻・廃プラスチック類・紙くず・木くず・ 金属くず・コンクリートくず・その他（ ）	を
---	---	--------------------------------------------------	---

種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）			に改め、同様式の備考
---------------------------------------	--	--	------------

中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

様式第4号の4中「種類」の次に「(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加える。

様式第6号及び様式第8号中「積換場」を「積替場」に、「斜め前及び斜め後ろ」を「真正面及び真横」に改める。

様式第13号の2第1面、様式第13号の3第1面及び様式第13号の4中「一般廃棄物の種類」の次に「(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加える。

様式第14号の3裏面中「廃棄物の種類」の次に「(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加える。

様式第14号の4表面、様式第15号の2第1面及び様式第15号の3表面中「一般廃棄物の種類」の次に「(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加える。

様式第15号の7中	埋立処分を開始してから前年度の3月31日 までに埋立処分された一般廃棄物の数量		を
-----------	--------------------------------------------	--	---

埋立処分を開始してから前年度の3月31日 までに埋立処分された一般廃棄物の数量			に改める。
当該年度の4月から9月までに埋立処分された一般廃棄物の数量			

様式第15号の8中「産業廃棄物の種類」の次に「(当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)」を加え、「処理量」の次に「(当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあっては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含む。)」を加える。

様式第22号その1を次のように改める。

その1

一般廃棄物収集・運搬状況報告書 (年 月分)						年 月 日
(あて先) 金沢市長						住所 氏名 ㊟ (法人にあっては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)
金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第21条の規定により、次のとおり報告します。						(単位 kg)
廃棄物の種類 収集・運搬の内訳		可 燃 物	不 燃 物	資 源 ご み	そ の 他 ()	合 計
本市の区域内で収集した量						
内 訳	本市の区域内の処分場へ運搬した量					
	本市の区域外の処分場へ運搬した量					
本市の区域内で収集した資源ごみの量						
内 訳	本市の区域内の 再生場へ搬入 した量	鉄				
		アルミニウム				
		そ の 他				

備考 当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、廃棄物の種類の「その他」の欄にその数量を記入してください。

様式第23号を次のように改める。

様式第23号 (別表関係)

一般廃棄物処分状況報告書 (年 月分)

年 月 日

(あて先) 金沢市長

住所
氏名 ⑩
(法人にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第21条の規定により、次のとおり報告します。

(単位 kg)

廃棄物の種類 処分の内訳	可 燃 物	不 燃 物	資 源 ご み	そ の 他 ()	合 計
焼 却 処 分					
埋 立 処 分					
固 形 化 処 分					
再 資 源 化					
そ の 他 ()					
保 管					
合 計					

備考 当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、廃棄物の種類の「その他」の欄にその数量を記入してください。

様式第25号の備考中「一般廃棄物の種類」の次に「(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加える。

様式第26号の備考中「産業廃棄物の種類」の次に「(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加える。

様式第29号の備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 運搬を受託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「受託量」、「運搬量」及び「引渡量」の欄にその数量を記入してください。

様式第30号裏面の備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 処分を受託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「受託量」、「処分量」、「処分後量」及び「委託量」の欄にその数量を記入してください。

様式第30号別紙の備考中「産業廃棄物の種類」の次に「(処分した当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月22日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第83号

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年規則第77号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付する。

第2条に見出しとして「(損害補償のうち休業補償を行わない場合)」を付する。

第3条に見出しとして「(入所期間について介護補償を行わない施設)」を付し、同条中「第9条の2第1項第2号」を「第9条の2第1項第3号」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。）

第3条を第7条とし、第2条の次に次の4条を加える。

(傷病等級)

第3条 条例第8条の2第1項第2号に規定する規則で定める傷病等級は、別表第1のとおりとする。

(障害等級に該当する障害)

第4条 条例第9条第2項に規定する各障害等級に該当する障害は、別表第2に定めるところによる。

2 別表第2に掲げられていない障害であって、同表に掲げる各障害等級に該当する障害に相当すると認められるものは、同表に掲げられている当該障害等級に該当する障害とする。

(介護補償に係る障害)

第5条 条例第9条の2第1項の規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表第3に定める障害とする。

(介護補償の額)

第6条 条例第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が104,590円を超えるときは、104,590円）
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が56,710円以下であるときに限る。）。	月額56,710円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

随時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が52,300円を超えるときは、52,300円）
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が28,360円以下であるときに限る。）。	月額28,360円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

本則に次の1条を加える。

（特定障害状態）

第8条 条例第11条第1項第4号の規則で定める障害の状態は、別表第2に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の障害がある状態とする。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第3条関係）

傷病等級	障 害 の 状 態
第1級	(1) 両眼が失明しているもの (2) そしゃく及び言語の機能を廃しているもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃しているもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃しているもの (9) 前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第2級	(1) 両眼の視力が0.02以下になっているもの (2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの (4) 両上肢を手関節以上で失ったもの (5) 両下肢を足関節以上で失ったもの (6) 前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの (2) そしゃく又は言語の機能を廃しているもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの (6) 第3号及び第4号に掲げるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

別表第2 (第4条関係)

障害等級	障 害
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) そしゃく及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの (2) 両眼の視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの (2) そしゃく又は言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	(1) 両眼の視力が0.06以下になったもの (2) そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの
第6級	(1) 両眼の視力が0.1以下になったもの (2) そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの

	<ul style="list-style-type: none"> (5) せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの (6) 1 上肢の三大関節中の 2 関節の用を廃したのもの (7) 1 下肢の三大関節中の 2 関節の用を廃したのもの (8) 1 手の 5 の手指又は母指を含み 4 の手指を失ったもの
第 7 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1 手の母指を含み 3 の手指を失ったもの又は母指以外の 4 の手指を失ったもの (7) 1 手の 5 の手指又は母指を含み 4 の手指の用を廃したのもの (8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したのもの (12) 女子の外ぼうに著しい醜状を残すもの (13) 両側のこう丸を失ったもの
第 8 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 眼が失明し、又は 1 眼の視力が0.02以下になったもの (2) せき柱に運動障害を残すもの (3) 1 手の母指を含み 2 の手指を失ったもの又は母指以外の 3 の手指を失ったもの (4) 1 手の母指を含み 3 の手指の用を廃したのもの又は母指以外の 4 の手指の用を廃したのもの (5) 1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの (6) 1 上肢の三大関節中の 1 関節の用を廃したのもの (7) 1 下肢の三大関節中の 1 関節の用を廃したのもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (10) 1 足の足指の全部を失ったもの
第 9 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の視力が0.6以下になったもの (2) 1 眼の視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が 1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指を失ったもの

	<ul style="list-style-type: none"> (13) 1手の母指を含み2の手指の用を廃したも又は母指以外の3の手指の用を廃したも (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったも (15) 1足の足指の全部の用を廃したも (16) 生殖器に著しい障害を残すも
第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の視力が0.1以下になったも (2) 正面視で複視を残すも (3) そしゃく又は言語の機能に障害を残すも (4) 14歯以上に対し歯科補てつを加えたも (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったも (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったも (7) 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したも (8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したも (9) 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったも (10) 1上肢の三大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すも (11) 1下肢の三大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すも
第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すも (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すも (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すも (4) 10歯以上に対し歯科補てつを加えたも (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったも (6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったも (7) せき柱に変形を残すも (8) 1手の示指、中指又は環指を失ったも (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したも (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるも
第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すも (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すも (3) 7歯以上に対し歯科補てつを加えたも (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したも (5) 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すも (6) 1上肢の三大関節中の1関節の機能に障害を残すも (7) 1下肢の三大関節中の1関節の機能に障害を残すも (8) 長管骨に変形を残すも (9) 1手の小指を失ったも (10) 1手の示指、中指又は環指の用を廃したも (11) 1足の第2の足指を失ったも、第2の足指を含み2の足指を失ったも又は第3の足指以下の3の足指を失ったも (12) 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したも (13) 局部に頑固な神経症状を残すも (14) 男子の外ほうに著しい醜状を残すも (15) 女子の外ほうに醜状を残すも

第13級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の視力が0.6以下になったもの (2) 正面視以外で複視を残すもの (3) 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの
第14級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの (3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの (10) 男子の外ぼうに醜状を残すもの

別表第3 (第5条関係)

介護を要する状態の区分	障 害
常時介護を要する状態	<ul style="list-style-type: none"> (1) 別表第1第1級の項第3号又は別表第2第1級の項第3号に該当する障害 (2) 別表第1第1級の項第4号又は別表第2第1級の項第4号に該当する障害 (3) 前2号に掲げるもののほか、別表第1第1級の項又は別表第2第1級の項に該当する障害であって、前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの
随時介護を要する状態	<ul style="list-style-type: none"> (1) 別表第1第2級の項第2号又は別表第2第2級の項第3号に該当する障害 (2) 別表第1第2級の項第3号又は別表第2第2級の項第4号に該当する障害 (3) 別表第1第1級の項又は別表第2第1級の項に該当する障害であって、前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定（第7条第3号の規定を除く。）は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 平成18年4月1日からこの規則の施行の日の属する月の末日までに支給すべき事由が生じた障害補償及び遺族補償に係る新規則別表第2の規定の適用については、当該支給すべき事由がひ臓又は1側のじん臓を失ったものである場合（同表の7級の項第5号に該当する障害があるときを除く。）には、同表の8級の項に相当する障害があるものとする。
- 3 平成18年4月1日からこの規則の施行の日までに、金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（平成18年条例第72号）による改正前の金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号。以下「旧条例」という。）の規定に基づいて傷病補償年金、障害補償、介護補償又は遺族補償（以下「傷病補償年金等」という。）を支給された者で改正後の金沢市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）及び新規則の規定による傷病補償年金等を受けることとなるものについては、旧条例の規定に基づいて支給された傷病補償年金等は、それぞれ新条例及び新規則の規定による傷病補償年金等の内払とみなす。

告 示

●金沢市告示第313号

金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱（平成7年告示第15号）の一部を次のように改正する。

平成18年12月22日

金沢市長 山 出 保

第17条第1項第2号中「種類」の次に「(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加える。

様式第1号及び様式第2号中「産業廃棄物の種類」の次に「(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加える。

様式第3号に備考として次のように加える。

備考 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「搬入量」の欄にその数量を記入してください。

様式第4号に備考として次のように加える。

備考 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「搬入量」の欄にその数量を記入してください。

様式第5号中「産業廃棄物の種類」の次に「(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加える。

様式第6号に備考として次のように加える。

備考 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「処分量」の欄にその数量を記入してください。

議 会 規 則

金沢市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月22日

金沢市議会議長 平 田 誠 一

●金沢市議会規則第1号

金沢市議会会議規則の一部を改正する規則

金沢市議会会議規則（昭和38年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第18条第2項中「動議で」を「動議につき」に改め、同条に次の1項を加える。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第36条第2項中「提出者」を「前2項における提出者」に、「又は」を「及び第1項における」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会が提出した議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第72条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

第99条中「第36条第2項」を「第36条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成18年(2006年)12月22日 印刷	発行人	金 沢 市
平成18年(2006年)12月22日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地	カネモト印刷(株)